

印刷機利用に関する規則

1. 印刷機利用が可能な団体及び学生等

(利用可能な団体)

印刷機利用が可能な団体は学生会館連絡委員登録があり、活動計画書が認められた団体に限る

(利用可能な学生等)

教養学部の指針に則り、東京大学の構成員のみとする

2. 禁止事項

(禁止する活動)

ロビーにおけるミーティング、飲食など印刷に関わらない作業

3. 活動可能な範囲

(活動可能な範囲)

ロビーのみ活動を認める

4. 申請書・参加者リスト・活動計画書

(活動計画書)

印刷機利用が可能な団体になることを求める団体は学生会館委員会の定める活動内容及び感染対策を記述した活動計画書を学生会館運営委員会に提出すること

(許可)

学生会館運営委員会は提出された活動計画書を審査し許可不許可を決定する

(申請書)

印刷機利用が可能な団体は学生会館委員会の定める申請書を委員会に提出し、許可を得ることで部室利用ができる。また、申請書は利用日毎の提出を必要とする。

(参加者リスト)

感染者の接触者追跡を目的とし、利用日当日の印刷機を利用したもののリストを利用日当日に提出しなければならない。

6. 利用状況・感染拡大の状況による活動の停止

この規則・ガイドライン・団体より提出された活動計画書が守られていないなど利用状況により学生会館運営委員会または運営委員によりこの措置を一部又は全部停止させることができる

感染拡大の状況や大学からの要請により学生会館委員会の決定で制限緩和が停止させることができる

印刷機利用に関するガイドライン

1. 印刷機利用に対する感染症対策

ロビーにおいて活動を行う場合は以下のことを守らなければならない

(利用者向け)

- ・間隔を 1m 以上とること
- ・必要最低限の人数で行うこと（最大 3 人までとする）
- ・構成員同士の接触は避ける
- ・基本的に物品の共有は行わない
- ・共有が必要なものは使用前に消毒する
- ・印刷機の使用後は印刷機の消毒を行う
- ・マスクを必ずつけること
- ・運営委員の指示に従うこと

2. 部室内における感染症対策

館内において活動の準備を行う場合は以下のことを守らなければならない

- ・間隔を 1m 以上とること
- ・換気をする
- ・マスクの着用を行う
- ・物品の取り出し以外禁止とする
- ・時間差をつけるなどして 2 人以下になるようにする
- ・構成員同士の接触は避ける

3. その他の感染症対策

ロビー利用を行うものは以下のことを守らなければならない

- ・利用の前後 1 週間は検温を行い記録する
- ・検温において「37.5 度以上が 1 日」又は「平熱より高い体温が 3 日以上続く」場合は参加しない
- ・保健所から指定された濃厚接触者は陰性が確認されるまで参加しない
- ・健康に不安がある場合、感染が疑われる人との接触があった場合は自粛を行う
- ・感染者の行動追跡のために、場所ごとに貼られた二次元コードから利用した場所の時間を登録する

- ・活動の打ち上げ等、飲食を伴う会合及びコンパなどは行わない
- ・活動の前後及び途中において手洗いをを行う
- ・基本的にはオンラインによる活動を推奨する
- ・食事は禁止
- ・各活動分野において推奨されている感染症対策を活動計画に盛り込み、遵守する
- ・東京大学の課外活動再開にむけての方針 (<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/general/policy-about-restart-of-activities.html>) と教養学部長発表の課外活動再開にあたっての注意 (https://www.c.u-tokyo.ac.jp/COVID19_20200731.pdf) を遵守する
- ・参加者全員が COCOA および MOCHA をインストールする

消毒に関するマニュアル

消毒の方法

(エタノールの場合)

ペーパータオルなどに薬液を染み込ませて拭き、自然乾燥させる
濡れている場合には水分を拭き取った後に行う

(次亜塩素酸ナトリウムの場合)

上に加えて、10分後に金属部分には水拭きを行う

(注意事項)

スプレーすることはウイルスを飛散させる、薬剤が体内に侵入する可能性があるので行わない

消毒を行う場所

- ・使用したもの（譜面台、椅子、机）
- ・電気のスイッチ
- ・窓の鍵
- ・ドアノブ
- ・よく手が触れる場所
- ・各個人特有の必要と考えられる場所

(注意事項)

ロビー設置機械には消毒をしない

上の三点を使う際には利用前と後に手洗いと手指の消毒を行う